

訪問看護医療情報連携加算に伴うウェブサイトの掲示について

令和８年度診療報酬改定において新設された「訪問看護医療情報連携加算」に対応するため、当ステーションでは ICT を活用した医療情報連携体制を整備しています。

利用者様の同意のもと、主治医をはじめ、病院・診療所、薬局、居宅介護支援事業所などの関係機関と、診療情報や訪問看護に必要な情報を ICT を活用して共有しています。また、個人情報の適切な管理および情報セキュリティの確保に努め、厚生労働省が示す「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考に適切に運用しています。

上記により、訪問看護医療情報連携加算として定められた額を所定額に加算いたします。

使用している ICT ツール

- ・メディカルケアステーション（MCS）

連携機関

当ステーションでは、病院、診療所、薬局、居宅介護支援事業所などの関係機関と医療情報を共有し、利用者様に切れ目のない訪問看護サービスを提供しています。

令和８年６月１日

ほのか訪問看護ステーション